

第31回企画展記念講演会

山形県の指定文化財-考古資料について-

(公財)山形県埋蔵文化財センター

高桑弘美 氏

令和5年11月12日(日)

会場 山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館研修室

山形県の指定文化財—考古資料—について

- 指定文化財とは
文化財保護制度の概要
文化財の区分
考古資料とは
- 山形県の指定文化財
国の指定文化財
県の指定文化財
市町村の指定文化財
- 文化財のこれから
指定文化財の課題整理と今後の在り方

文化財保護制度の概要

法の制度

- 1871年（明治4）太政官布告・古器旧物保存方
- 1897年（明治30）古社寺保存法
- 1919年（大正8）史蹟名勝天然紀念物保存法
- 1929年（昭和4）国宝保存法
- 1933年（昭和8年）重要美術品等ノ保存ニ関スル法律

危機に直面し仕組みを整る。
文化的所産の種類や保護の手法の違いにより異なる法律があり、それぞれの行政機関により運用されている。

「文化財」という言葉は、「国宝」「重要美術品」「史蹟名勝天然紀念物」等いくつかの類型に分かれ、法制的にも別々の法律で扱われていたものを、統一的法制に取り込む過程で総称として「文化財」という呼び名が生まれたと言われている。

椎名慎太郎『精説 文化財保護法』新日本法規出版（株） 1977年

1950年（昭和25年）文化財保護法

文化財保護のための統括的法律として制定。
法律の改正を重ねて、今日に至る。

各種の文化的所産を単一の法律で対象とし、これまでの制度を拡充しつつ、一つの行政機関に制度の掌握をさせる。

埋蔵文化財の保護制度も同時に創設

文化財保護制度の概要

法の制度

文化財保護法

(この法律の目的)

第一条

この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

文化財保護の基本理念を法律上明らかにする。

The screenshot shows the e-GOV website interface for the Cultural Heritage Protection Law. It includes a search bar, navigation tabs (目次, 沿革, 詳細), and a detailed table of contents on the right side. The table of contents lists various articles such as the purpose of the law, definitions, and specific categories of cultural property like tangible, intangible, and folk cultural property.

文化財保護法 | e-Gov法令検索

文化財保護法 | e-Gov法令検索の表記

(文化財の定義)

第二条 この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

一 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに**考古資料**及びその他の学術上価値の高い歴史資料（以下「**有形文化財**」という。）

二 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下「**無形文化財**」という。）

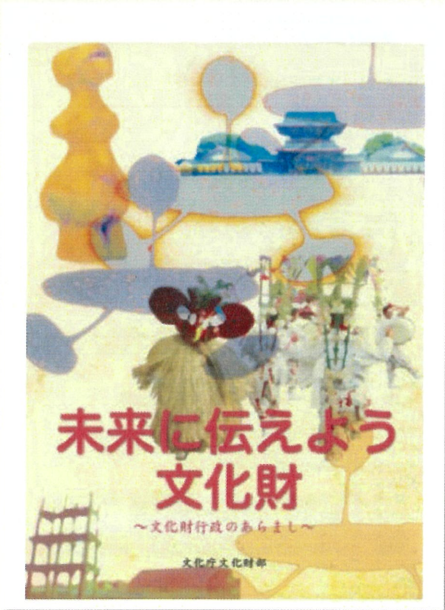
三 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「**民俗文化財**」という。）

四 貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもの（以下「**記念物**」という。）

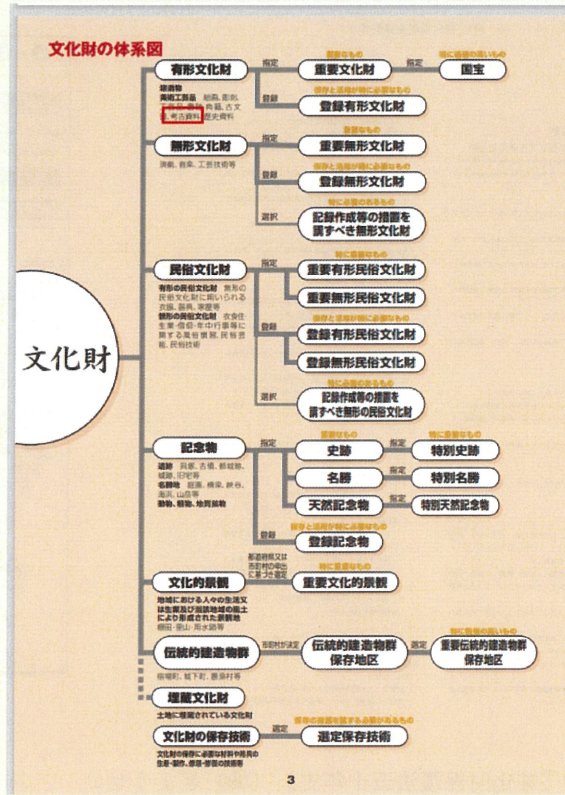
五 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された**景観**地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの（以下「**文化的景観**」という。）

六 周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの（以下「**伝統的建造物群**」という。）

文化財の体系図



[pamphlet_ja_01.pdf \(bunka.go.jp\)](#)



有形文化財の保護制度

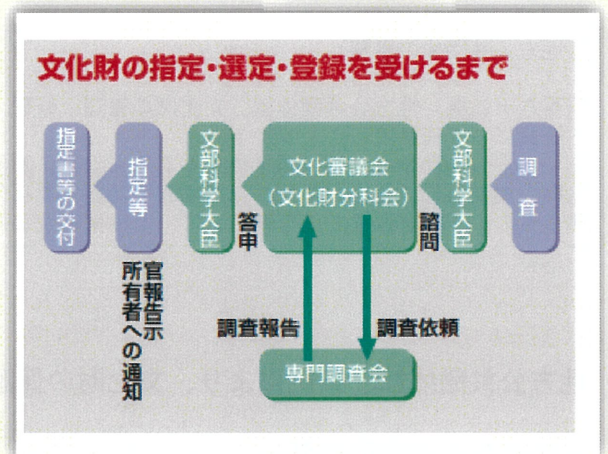
重要文化財→国宝

第三章 有形文化財 第一節 重要文化財 第一款 指定 (指定)

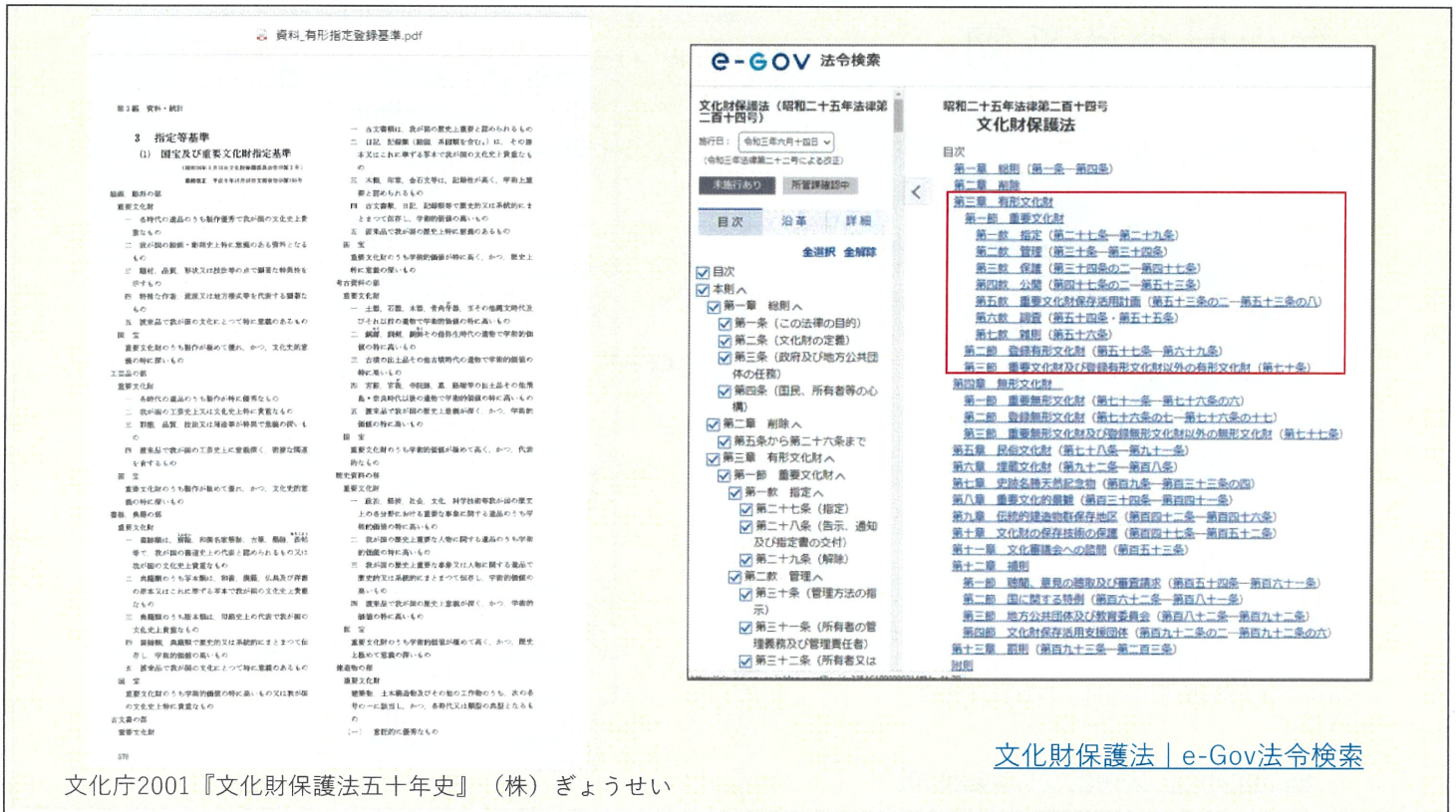
第二十七条 文部科学大臣は、有形文化財のうち重要なものを重要文化財に指定することができる。

2 文部科学大臣は、重要文化財のうち世界文化の見地から価値の高いもので、たぐいえない国民の宝たるものを国宝に指定することができる。

[文化財保護法 | e-Gov法令検索](#)



[pamphlet_ja_01.pdf \(bunka.go.jp\)](#)



文化庁2001『文化財保護法五十年史』（株）ぎょうせい

文化財保護法1954年（昭和29年）改正

地方公共団体のに関する規定も整備

第三節 地方公共団体及び教育委員会

（地方公共団体の事務）

第百八十二条 地方公共団体は、文化財の管理、修理、復旧、公開その他その保存及び活用に要する経費につき補助することができる。

2 地方公共団体は、条例の定めるところにより、重要文化財、重要無形文化財、重要有形民俗文化財、重要無形民俗文化財及び史跡名勝天然記念物以外の文化財で当該地方公共団体の区域内に存するもののうち重要なものを指定して、その保存及び活用のため必要な措置を講ずることができる。

文化財保護法 | e-Gov法令検索

地方公共団体は、条例により、文化財の保護・活用が可能となる。

- ・ 国の指定文化財以外
- ・ 各地方公共団体の区域内にあるもの

山形県文化財保護条例

1951年（昭和26年）施行
1955年（昭和30年）全部改正

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 県指定有形文化財（第4条—第19条）
- 第3章 県指定無形文化財（第20条—第25条）
- 第4章 県指定有形民俗文化財及び県指定無形民俗文化財（第26条—第30条）
- 第4章の2 埋蔵文化財（第30条の2）
- 第5章 県指定史跡名勝天然記念物（第31条—第36条）
- 第5章の2 県選定文化的景観（第36条の2—第36条の2の7）
- 第5章の3 山形県文化財保護審議会（第36条の2の8—第36条の12）
- 第6章 補則（第37条）
- 第7章 罰則（第38条—第40条）

附則

山形県指定有形文化財指定基準

山形県指定有形文化財指定基準	
昭和51年9月3日 山形県教育委員会告示第12号	
山形県指定有形文化財指定基準を次のように定める。	
山形県指定有形文化財指定基準（昭和31年9月県教育委員会告示第3号）の全部を改正する。	
絵画、彫刻の部	考古資料の部
1 各時代の遺品のうち製作技術が我が国の文化史上貴重なもの	1 土器、石器、骨格牙器、玉その他の縄文時代及びそれ以前の遺物で学術的価値の高いもの
2 我が国の絵画、彫刻史上特に意義のある資料となるもの	2 銅鐸、銅剣、銅鉾その他の弥生時代の遺物で学術的価値の高いもの
3 題材、品質、形状又は技法等から顕著な特異性を示すもの	3 古墳の出土品その他古墳時代の遺物で学術的価値の高いもの
4 特殊な作者、流派又は地方様式等を代表する顕著なもの	4 宮殿・官衙・寺院跡、墓、経塚等の出土品その他奈良・奈良時代以後の遺物で学術的価値の高いもの
5 歳末品で我が国の文化にとって意義のあるもの	5 歳末品で我が国の歴史上意義が深く、かつ、学術的価値の高いもの
工芸品の部	歴史資料の部
1 各時代の遺品のうち製作が特に優秀なもの	1 政治、経済、社会、文化等我が国の歴史上の各分野における重要な事象に関する遺品のうち学術的価値の高いもの
2 我が国の工芸史上又は文化史上特に貴重なもの	2 我が国の歴史上重要な事象又は人物に関する遺品で歴史的又は系統的にまとまって伝存し、学術的価値の高いもの
3 形態、品質、技法又は用途等が特異で意義の高いもの	3 我が国の歴史上重要な人物に関する遺品のうち学術的価値の高いもの
4 歳末品で我が国の工芸史上に意義深く、密接な関連を有するもの	4 歳末品で我が国の歴史上意義が深く、かつ、学術的価値の高いもの
書跡、典籍の部	建造物の部
1 書跡類は契機、和漢、名家筆跡、古筆、墨跡、法帖等で、我が国の書道史上の代表と認められるもの又は我が国の文化史上貴重なもの	1 建築物（社寺、城郭、住宅、公共施設等）及びその他の工作物（橋梁、石塔、鳥居等）の各時代建造遺構及びその部分並びに建造物の構型、厨子、仏壇等で建築技法になるものうち次の各号の一に該当するもの
2 典籍類のうち写本類は、和書、漢書、仏典及び洋書の原本又はこれに準ずる写本で我が国の文化史上貴重なもの	(1) 意匠的に優秀なもの
3 典籍類のうち原本類は、印刷史上の代表で我が国の文化史上貴重なもの	(2) 技術的に優秀なもの
4 書跡類、典籍類で歴史的又は系統的にまとまって伝存し、学術的価値の高いもの	(3) 歴史的価値の高いもの
5 歳末品で我が国の文化にとって意義のあるもの	(4) 学術的価値の高いもの
古文書の部	(5) 流派的又は地方的特色において顕著なもの
1 古文書類は、我が国の歴史上重要と認められるもの	
2 日記、記録類（絵巻、承諾書を含む。）は、その原本又はこれに準ずる写本で我が国の文化史上貴重なもの	
3 本帳、印章、金文等は記識性が高く、学術上重要と認められるもの	
4 古文書類、日記、記録類等で歴史的又は系統的にまとまって伝存し、学術的価値の高いもの	

[03siryour303.pdf \(pref.yamagata.jp\)](#)

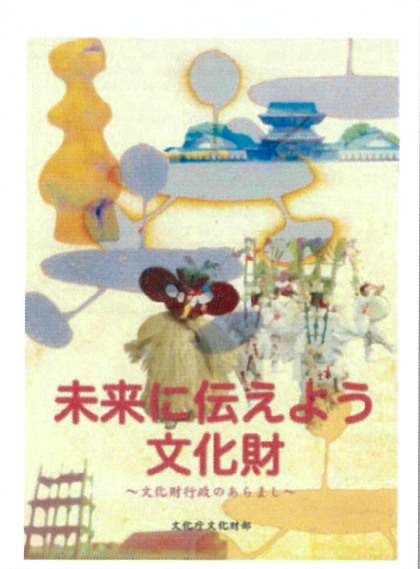
文化財保護の仕組み

文化財の類型（区分）ごとに重要文化財、史跡等に「指定」する制度 **【選択保護】**

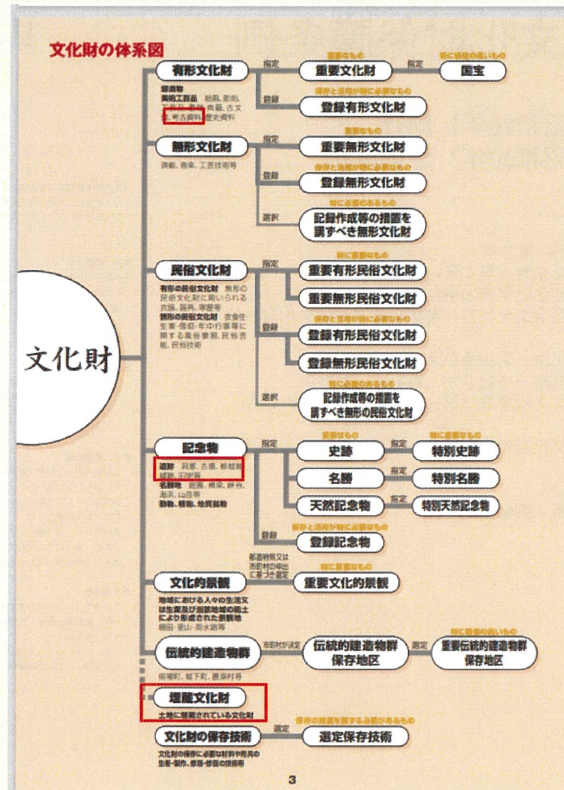
「指定」された文化財

- ・ 日常的な維持管理
- ・ 所有者・所在場所の変更等の届出
- ・ 破損等の修理・復旧
- ・ 輸出や現状変更等の行為の規制
- ・ 公開等による活用及び現状の把握のための調査等
- ・ 修復や防災設備等は一定割合の補助金
- ・ 税金非課税

文化財の体系図



[pamphlet_ja_01.pdf \(bunka.go.jp\)](#)



文化財保護法 | e-Gov法令検索の表記

(文化財の定義)

第二条 この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

一 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに**考古資料**及びその他の学術上価値の高い歴史資料（以下「**有形文化財**」という。）

二 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下「**無形文化財**」という。）

三 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「**民俗文化財**」という。）

四 貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の**遺跡**で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもの（以下「**記念物**」という。）

五 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの（以下「**文化的景観**」という。）

六 周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの（以下「**伝統的建造物群**」という。）

文化財保護法における埋蔵文化財

第92条

「埋蔵文化財」とは「土地に埋蔵されている文化財」

文化財の存在形態に基づく別視点からの類型

第93条第1項

「埋蔵文化財」の所在する場所（埋蔵文化財包蔵地）は、その所在が周知されている場合（「周知の埋蔵文化財包蔵地」である場合）、指定等を経ることなく保護の対象となる。

保護の対象は、周知の埋蔵文化財包蔵地

埋蔵文化財の特徴

- ①土に埋まっていて範囲・内容・状態が分からない。
あるのいの？文化財なの？
- ②一度破壊すると復元が難しい。
発掘調査も破壊

遺跡

埋蔵文化財包蔵地

遺構

建物跡・井戸跡など

不動産

遺物

土器・石器・木製品など

動産

価値づけによる指定

有形文化財

「考古資料」

⇒重要文化財 ⇒国宝

記念物

⇒史跡 ⇒特別史跡

山形県遺跡地図

山形県遺跡地図

本サービスは2010年3月に刊行した「山形県遺跡地図」のインターネット公開版で、山形県内における遺跡（埋蔵文化財包蔵地）の分布状況及び概要を示したものです。

- 埋蔵文化財とは何かについて知りたい方は「埋蔵文化財について」
- 埋蔵文化財の取扱いや、遺跡内における事業等に関する手続きについては「埋蔵文化財の取扱いと手続き」
- 主な質問とその回答について見たい方は「埋蔵文化財の取扱いFAQ」
- 各種申請書をダウンロードしたい方は「文化財関係申請書ダウンロード」を、それぞれご覧ください。

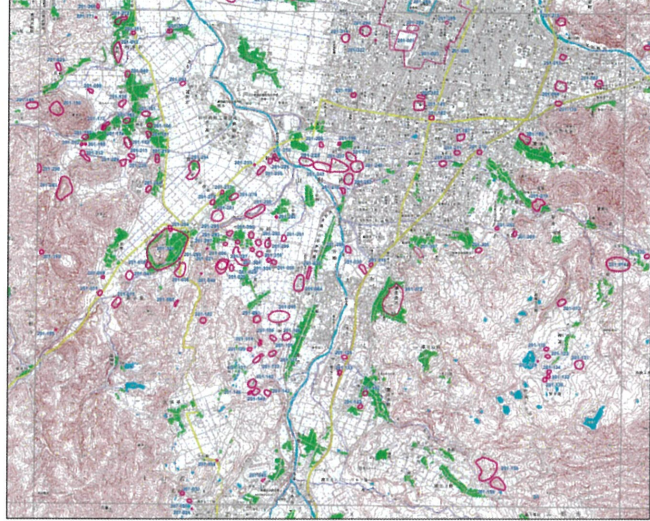
ご利用に際しては、以下の利用条件に同意の上でご利用ください。

- これら遺跡地図情報は各種調査等で得られた最新のデータに基づき作成されていますが、遺跡（埋蔵文化財包蔵地）は山形県教委や市町村教育委員会が実施する分布調査や状況調査、または工事中の遺物出土などによって新たに発見されたり、その範囲や位置が修正されることがあります。それに伴い、遺跡地図が予告なく更新されることがあります。
- 山形県は、地図上に表示される情報の利用によって発生する著作権の侵害、損害等について、いかなる場合にも一切の責任を負いません。
- 地図作成において、国土地理院発行の数値地図25,000(地図画像)を複製使用しています。使用地は新庄(2009年1月1日発行)、村上(2008年6月1日発行)、山形(2005年12月1日発行)、福島(2008年12月1日発行)、新潟(2005年12月1日発行)です。次のとおり国土地理院長の複製承認を得ております。

「この地図は国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25,000(地図画像)、数値地図25,000(地図画像)、数値地図25,000(空間データ基盤)及び数値地図25,000(地名・公共施設)を複製したものである。」「承認番号 平21第197号、第941号」

山形県遺跡地図

図名：山形南部



[山形県遺跡地図](#) | [山形県 \(pref.yamagata.jp\)](#)

指定文化財件数

国の指定文化財－有形文化財－

令和5年11月1日現在

1. 国宝・重要文化財

種別/区分		国宝	重要文化財
美術工芸品	絵画	166	2,053
	彫刻	140	2,732
	工芸品	254	2,475
	書跡・典籍	232	1,929
	古文書	62	789
	考古資料	49	660
	歴史資料	3	234
計	906	10,872	
建造物	(295棟)	(5,406棟)	
合計	231	2,565	

(注) 重要文化財の件数は、国宝の件数を含む。

山形県内の国・県指定等文化財件数一覧

区分	国指定等文化財		県指定等文化財		合計
	件数	種別	件数	種別	
国宝	1	建造物	0	0	1
	1	絵画	0	0	1
	2	工芸品	0	0	2
	1	古文書	0	0	1
	1	考古資料	0	0	1
	6	小計	0	0	6
重要文化財	29	建造物	47	76	76
	7	絵画	77	84	84
	11	彫刻	73	84	84
	30	工芸品	100	130	130
	4	書跡・典籍	29	33	33
	7	古文書	3	10	10
	6	考古資料	21	27	27
	2	歴史資料	31	33	33
	96	小計	393	489	489
	1	重要無形文化財	無形文化財	3	4
	10	重要有形民俗文化財	民俗文化財	7	17
6	重要無形民俗文化財	無形民俗	22	28	
3	特別天然記念物	0	3	3	
記念物	30	史跡	31	61	
	8	名勝	2	10	
	1	名勝史跡	0	1	
	13	天然記念物	67	80	
	52	小計	100	152	
174	合計	525	699		
2	重要文化的景観	文化的景観	0	2	
196	登録有形文化財(建造物)	0	196		
372	総合計	525	897		

[文化財指定等の件数](#) | [文化庁 \(bunka.go.jp\)](#)

[bunkazaiichiran.pdf \(pref.yamagata.jp\)](#)

山形県の国指定文化財 — 考古資料 —

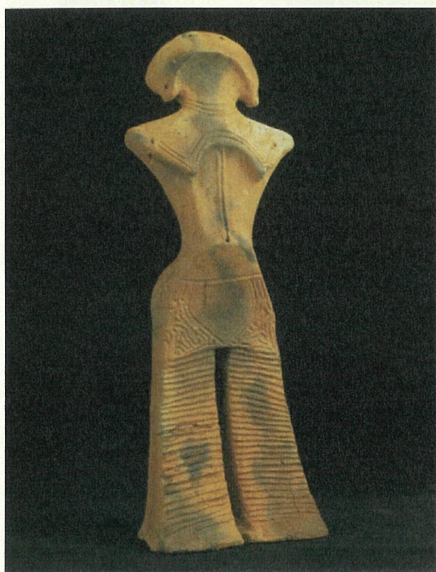
区分	名称	点数	指定年月日	時期
1 国宝 土偶	山形県西ノ前遺跡出土 附 土偶残欠	1点 附47点	重文 1998 6 30	縄文中期前葉～中葉 (大木7b～8a式期)
			国宝 2012 9 6	

区分	名称	点数	指定年月日	時期
1	天養元年如法経所碑	1点	1915 8 26	1144
2	銅鏡(羽黒山御手洗池出土)	190面	1937 7 29	平安
3	土偶(最上郡真室川町大字釜淵字五郎前出土)	1点	1965 5 29	縄文晩期末葉 (大洞A2～A'式期)
重要文化財	彩漆土器 附 彩漆土器残欠 山形県押出遺跡出土	6点 附彩漆土器4個分	1996 6 27	縄文前期後葉 (大木4式期)
	山形県押出遺跡出土品 一括	458点 附98点	追加 2020 9 30	

2,192点

国指定文化財

国宝 土偶 附 土偶残欠 山形県西ノ前遺跡出土



平成24年4月20日(金)文化審議会が、同審議会文化財分科会の審議・議決を経て、国宝の指定について文部科学大臣に答申

指定理由

本資料は、逆三角形で扁平に作られた胴部に、太い角柱状の左右の脚部を接合し、女性像に仕上げられた縄文時代中期の立像土偶である。

縄文時代の土偶造形のひとつの到達点を示す優品として代表的な資料であり、学術的価値が極めて高い。

寸法 全長 45cm
 肩幅 16.8cm
 腹部厚 8.4cm
 重量 3,041g (復元前)

「西ノ前型土偶」

頭部・体部・脚部の三つの部位で構成された長脚の立像土偶
 上半身扁平、臀部が強く張り出す出尻型



胸部

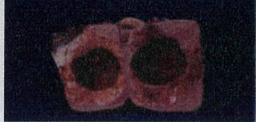


右脚部



左脚部と腰部

▲平成4年8月4日から6日にかけて、土偶は沢状の落ち込みからたくさんの土器とともに割れた状態で見つかりました。



脚の底が半球状に挟られている
焼きむらを防ぐ工夫と言われている。

▼左ページの高さ45センチある日本最大土偶をはじめに、48点の内主な土偶を紹介しします。

底に縄文コシミア、漆の、コシミアのくぼみがみられます。



財団法人山形県埋蔵文化財センター
1997『埋文やまがた』

[maibunyamagata-vol8.pdf](#)
([yamagatamaibun.or.jp](#))

山形県押出遺跡 出土品 追加指定資料

<考古資料の部>
(重要文化財に有形文化財を追加し 1件)

山形県押出遺跡出土品 一括 (458点、附 98点)

彩漆土器2点、土器・土製品36点、石器・石製品394点、木器・木製品4点、漆付着土器4点、炭化穿孔品1点、縄残欠6点、炭化食物11点 計458点
附 漆付着土器残欠3点、赤漆塗製品残欠96点 計98点

【所有者】山形県(山形県山形市松波2-8-1)
山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館保管

米沢盆地の北部、白竜湖周辺一帯の「大谷地」と呼ばれる低地に営まれた縄文時代前期後半の集落跡からの出土品一括である。押出遺跡は、昭和60年から62年にかけて国道13号線米沢雨降道路建設に伴う発掘調査が行われ、地下約2mの深さに遺構・遺物が包蔵されていることが明らかとなった。低湿地遺跡のため、土器・石器とともに通常の遺跡では出土することの少ない有機質遺物が数多く見つかり、出土した資料のうち1,057点が平成8年に重要文化財に指定されている。

その後、平成23年から27年にかけて、この国道に併行する排水路の護岸工事及び高速道路建設に関連する排水路工事に先立ち、総面積約1,900㎡に亘って発掘調査が行われた。本件は、これらの調査で出土した多数の土器・石器、彩漆土器や各種の漆塗製品、木製品、炭化食物などで構成される。

出土品の中には、他に類例のない丸形の彩漆土器や、赤漆塗製品、クッキー状の炭化食物など、第1次から第3次調査の資料を補完する資料が出土しており、同遺跡出土品の総体を学術的に評価するうえで欠かせない。よって、これらを追加指定しようとするものである。

(縄文時代)



彩漆土器



彩漆土器



縄文土器



赤漆塗製品残欠(附)



石槍



縄文土器
環状耳面



炭化食物



縄残欠

国指定文化財

重要文化財 天養元年如法經所碑

所在

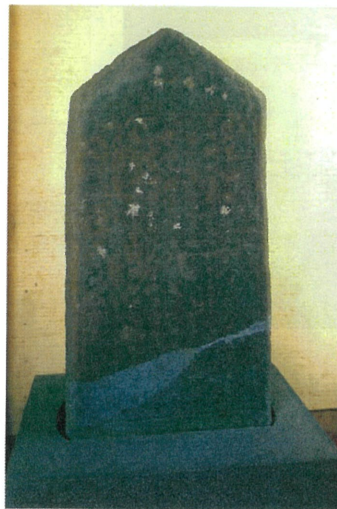
立石寺境内慈覚大師入定窟のある百丈岩の上の納経堂近くに立っていたと言われる。碑の立てた跡には、埋納と推定された跡があると言われている。碑は転落し折損、現在は収納されている。

寸法 高さ107.5cm、幅47cm、厚さ18.2cm

材質 安山岩制

内容 碑面に界線を彫り、楷書による9行の文字が刻まれる。天養元年（1144）8月18日に、真語宗僧入道らが、妙法蓮華経1部8巻を書写して、靈崛のほとりに納めた旨が記される。

記録 転落以前の拓本が東京国立博物館に「出羽最上天童村立石寺如法[経]所碑」名で収蔵されている。



山形県教育委員会2002『山形県の文化財』山形県文化財保護協会編

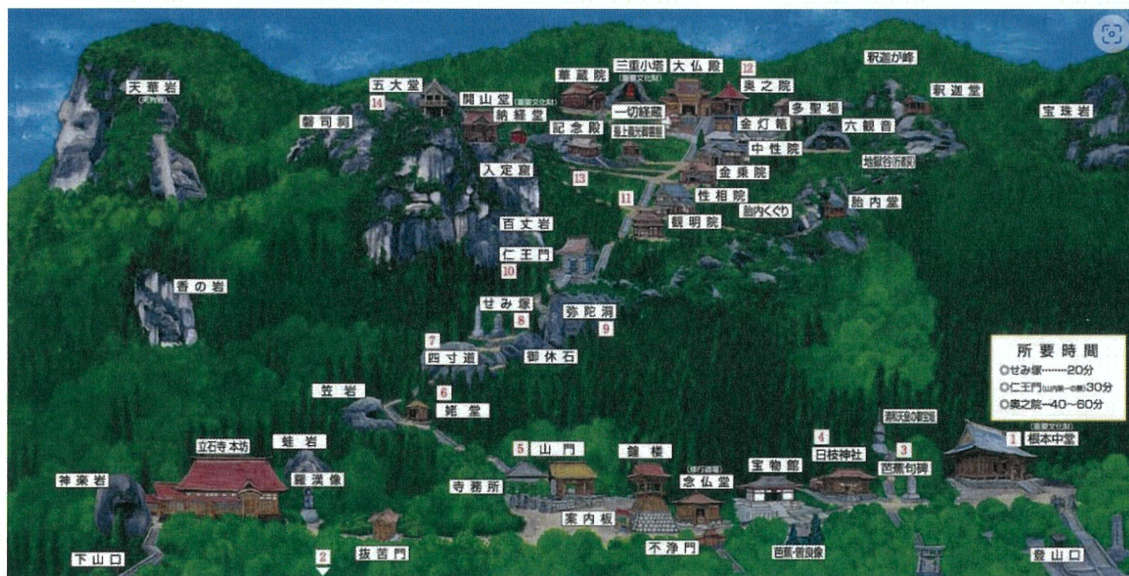
立石寺如法經所碑并序
 天養元年歲次甲子秋八月十八日丁酉眞語宗
 僧大阿大德覺禪在心利物爲事開法五人撰志一
 味妙法蓮華經一經八卷精進加行如經所
 說殊仰大師之德持咒願誓奉之出世奉納靈崛
 頭陀畢願今參詣此地之靈必結緣拜此經之題目
 一見一聞併學巨益上頂游如足之靈西則願安業
 之月于時有以慶乃作銘曰
 善哉上人 寫經如說 利益所軍 謹識記別

如法經碑碑文

日本考古学協会2009年度実行委員会
 2009「日本考古学協会2009年度山
 形大会研究発表資料集」

宝珠山 立石寺

登らなければ味わえない感動が、そこにあります。



山寺観光パンフレット | 山寺観光協会
yamaderakankou.com

国指定文化財

重要文化財

銅鏡（羽黒山御手洗池出土）



羽黒山の出羽三山神社境内ご本殿、三社合祭殿前の御手洗池（鏡ヶ池）から600枚ほど出土。羽黒鏡や地中納鏡とも呼ばれる。江戸時代の『三山雅集』（宝永七年）には御手洗池の側には堂があったと記されている。

経緯

明治末年 架橋工事 100面余り
大正末年 橋撤去工事 30～60面 現在不明
昭和4年（1929） 橋の残柱抜根 200面以上
40～50個残し転売
昭和6年（1931） 鯉・金魚の中簧工事 160面余り
一部売却

出羽三山神社に190面が収納

昭和12年（1937） 国宝指定

昭和25年（1950） 重要文化財移行

鏡の種類 和鏡が8割、儀鏡、湖州鏡式鏡、唐式鏡

時期 平安2/3、次に鎌倉、室町・桃山・江戸期

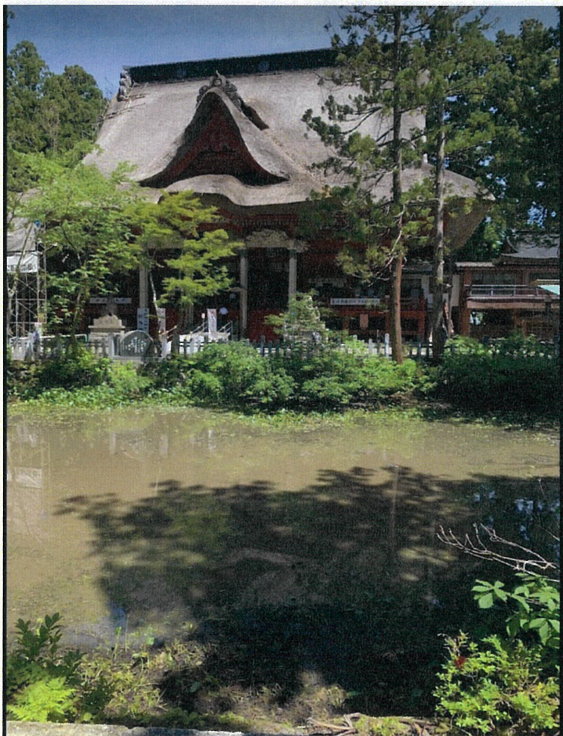
製作 京都付近と考えられている。

山形県教育委員会2002『山形県の文化財』
山形県文化財保護協会編

年東京国立博物館にも58面收藏

平成館企画展示室 2023年9月26日～11月19日

「羽黒鏡－靈山に奉納された和鏡の美」



三社合祭殿と御手洗池



[出羽三山歴史博物館](#) |
[出羽三山神社 公式ホームページ](#)
(dewasanzan.jp)



松鏡 (E-15431)

山形県鶴岡市羽黒山御手洗池出土 平安時代・12世紀

特集

羽黒鏡—靈山に奉納された和鏡の美

1階 特集

企画展示室

2023年9月26日(火) ~ 2023年11月19日(日)

羽黒鏡(はくろきょう)は、山形県羽黒山に位置する出羽三山神社の社前にある御手洗池に奉納された鏡で、現在およそ600面が知られています。それらは、およそ平安時代から江戸時代に至るいわゆる和鏡で、特に平安時代後期に制作されたとみられる一群は、鏡体が薄く、鏡背に当時のやまと絵を反映した絵画的な文様が優美に表されており、王朝美と呼ぶにふさわしい優れたできばえを示しています。

本特集では、当館が所蔵するこれら羽黒鏡を一嘗に会し、信仰にまつわる美麗な世界を紹介します。



[東京国立博物館 - 展示・催し物 総合文化展一覧 平成館 \(tnm.jp\)](https://www.tnm.jp)

羽黒町1991『羽黒町史上巻』

山形県の県指定文化財 — 考古資料 —

指定月日順

県指定文化財

名称	点数	指定年月日	時期	材質
硬玉製勾玉類 玉川遺跡出土	149点	1953 8 31	縄文晩期	石製品
		1953 12 17		
		1953 12 17		
		1953 12 17		
		1960 12 16		
		1960 12 16		
独木舟	1点	1956 5 11	1137年伐採	木製品
羽山古墳出土 一、玉類 一、金環	玉類650点 金環19点	1956 11 24	古墳終末期 7世紀末~8世紀	石製品・金属製品
環状注口土器	1点	1958 3 4	縄文後期後葉 (甕付土器第Ⅲ段階)	土器
青白磁燵籠	1点	1958 7 25	13~14世紀	磁器
弥生式土器	4点	1963 3 29	弥生前期~中期中葉	土器
大之越古墳出土 一、刀剣類 一、鉄片 一、工具類 一、土器 一馬具類	44点	1979 5 28	5世紀末	金属製品・土器
楸田遺跡祭祀遺構出土品 附木製品残欠一括	110点 残欠一括	1999 12 3	9世紀中頃	土器・木製品
お花山古墳銀出土土器 附鉄鏡残欠一括 円筒埴輪残欠	755点	1999 12 3	5世紀後半~6世紀前半	金属・ガラス・石・土器
注口土器	1点	2004 7 9	縄文中期中葉 (大木8b式期)	土器
弥生式土器	3点	2004 7 9	弥生前期	土器
上柳渡戸八幡山遺跡出土品	188点	2004 7 9	5世紀後半中心 一部5世紀前半の可能性	石製品
生石2遺跡出土弥生土器	78点	2011 12 27	弥生時代前期~中期初頃	土器
菅沢2号墳出土埴輪	8点	2011 12 27	5世紀中葉~後葉	土製品
円面鏡	10点	2012 11 27	8世紀	土製品
人体裝飾付土器	1点	2012 11 27	縄文後期後葉 (甕付土器第Ⅱ段階)	土器

山形県指定文化財

独木舟



山形県教育委員会2002『山形県の文化財』山形県文化財保護協会編

出土状況等

鶴岡市（旧藤島町）藤島字古楯跡の畑地で、深さ1.6mから出土。
1932（昭和7）年と1936（昭和11）年の2度の発掘調査で分割して取り上げられ、一部地中に残されている可能性がある。
保存処理を施し、東田川文化記念館（旧東田川郡役所）に展示保管される。

船底を上にし板材で固定した出土状況から、足場通路に再利用されていたことが考えられた。

寸法 長さ14.05m 幅1.25m
中央部の深さ0.52m

材質 スギ

時期 年輪年代測定で保延三年（1137）の伐採

山形縣藤嶋町發掘の丸木船
阿部正巳

頂蓋引揚の景
引揚中の様
發掘中の景
船上の土坑横板

標と船の製發年七和昭

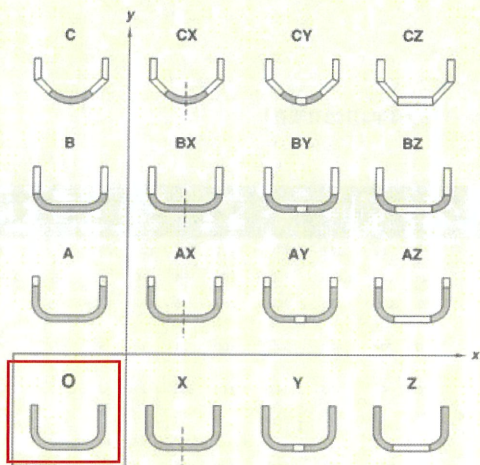
船木丸るけ登に船前板學小町崎藤

艦狀没埋船木丸

(藏所館ノ筆) 址城島藤

阿部正巳1937「山形縣藤嶋町發掘の丸木船」『考古学雑誌』第27卷第7号考古学会

(タナの発達)



- 剥りぬき材 シキ：船底板 O：単材削舟
- 板材 タナ：舷側板 CZ：構造船
- ▨ 剥りぬき材2材による接合

シキとタナの発達からとらえた削舟の横断面分類

5. 保存処理後の現状

保存処理が完了して約7年を経た2003年2月21日に経年変化の調査を行った。

『独木舟』は返却時と同様に東田川郡藤島町大字藤島字山ノ前99に所在する東田川文化記念館の一つである「旧東田川電気事業組合倉庫」(写真5)の二階に展示していた。独木舟以外には藤島町内から出土した土器や木器などや藤島城跡の復原模型などともあわせて展示されていた。



写真5 展示場全景



写真6 舟全景(船首側より)



写真7 同左(船尾側より)

伊藤健司2004「山形県藤島町出土『独木舟』の現状と今後」『山形考古』第7巻第4号 山形考古学会

出口晶子2001『丸木舟』もと人間の文化史98 法政大学出版局

ホーム > 国指定文化財一覧

国指定文化財一覧

※名称をクリックすると詳細がご覧いただけます。

有形文化財

名称	読み	市町村名	種別
【国宝】上杉家文書 附 歴代年譜(14部)325冊 両掛入文書箱等並赤筆箱3合・2棹	うえすぎけもんじょ つけたり れきだい ねんぶ(14ぶ) 325さつ りょうがかりい りもんじょぼことうならびにあかだんす ごう・2さお	米沢市	古文書
紙本墨書市河文書 自嘉応二年二月七日 至永祿 十二年十月十二日	しほんぼくしよいちかわもんじょ かおう にねんががつなのかより えいろくじゅう にねんじゅうががつじゅうにちにいる	酒田市	古文書

国指定文化財

県指定文化財

国登録文化財

令和3年度第1回山形県文化財保護審議会【令和3年6月10日開催】資料抜粋

文化財調査に向けての課題整理について

分野		現状と課題	
有形文化財	建築物	●山形県の特徴を表すものが残っているものの指定が進んでいない地域などがある。(近代、最上地域、民家など)	
	美術工芸品	絵画	●山形県ならではの作品の指定が少ない。(郷土貞繁、絵馬、天童広重、最上家ゆかりの桃山絵画、山形の風景画など)
		彫刻	●村山地域、置賜地域は、市町村や大学等による調査が進んでおり、その成果に基づいて順次指定を行ってきた。 ●庄内地域、最上地域は、まとまった調査の実績が少ないため、指定が進んでいない。
	工芸品	(整理中)	
	書跡典籍	●地域に存在する膨大な古文書等については、所在を把握できていない。特に個人所有の古文書等の資料群について、滅失や散逸の恐れがある。 ●県全体を見渡して膨大な資料群を比較検討しながら、山形県の歴史文化を示す資料を早急に指定していく必要がある。	
	古文書	「書跡典籍」と同じ。	
	考古資料	●時代が縄文時代～古代に集中するなど、全体として山形県の特徴を表す指定になっていない。 ●山形県の特徴に配慮しながら、時代・地域バランスがとれた指定を進める必要がある。	
歴史資料	【前近代】 「書跡典籍」と同じ。 【近代】 ●資料の量・種類が多く、網羅的な調査が難しい。 また、保存性に欠ける資料が多く、資料が失われやすい。 ●近代の文化財に係る共通認識(近代の「山形らしさ」)が形成されておらず、指定が進んでいない。		

今後の指定等の在り方について

令和3年3月30日
山形県文化財保護審議会決定

① 指定候補の把握の方法

以下の見直しの方向性に従って、①及び②の方法によって指定候補を把握する。
※よって、従来のランク制度は廃止する。

【見直しの方向性】

- 県内全域の文化財を幅広く調査することで、適切に指定候補を把握する。
- 分野や地域性に配慮した指定を行うことで、本県の文化財保護を推進する。

① 文化財調査に基づいた指定候補の把握の方法

地域に残る文化財(国及び県による指定等によって保護措置が図られていない文化財が対象)を調査し、分野や地域性に配慮しながら計画的に指定候補を把握する。調査によって価値が明らかになった文化財については、指定基準に則り指定する。

② 文化財調査以外による指定候補の把握の方法

学術研究の進展や修理等による新たな事実の判明などによって価値が十分に認められた文化財については、従来通り各分野の担当委員からの提案をもとに、指定基準に則り指定する。

[03061003am.pdf \(pref.yamagata.jp\)](#)

今後の文化財指定—考古資料—

1. 当地域における歴史を理解できる資料

- 時期が分かるもの
- 時代を区分するものや変遷を理解するうえで重要なもの

2. 当地域における特色を表わす資料

- 独自に発展しているもの
- 地域内での多様な特色を表わすもの 庄内・最上・村山・置賜地方で特色が異なるとか他地域との交流を示すもの

3. 来歴が明確で重要な意味を持つ資料

- 出土状況がわかるもの・・・発掘調査報告書の刊行は必須
- 保存処理や修理履歴が把握できるもの
- 学史的に重要な意味を持つもの

今後の文化財指定：考古資料の指定文化財で山形県の歴史年表を作る作業

年表はそれぞれ市町村・地域で作れる

旧石器時代

- 時代の様相を示す主な資料
 - ・後期旧石器時代前半期と後半期
 - ・後期旧石器時代終末～縄文時代草創期
- 当地域は、加藤稔先生のご研究により、学史的に重要な遺跡と遺物が多い
加藤先生の功績を理解できる考古資料の活用を検討。
- 新庄盆地は東山型の中心、石材原産地から離れているためツールしか出土しない特色
- 研究の進展で他地域との関係を示す資料の増加
- 時期の問題が残る
- 全体像が判然としない遺跡多数

重要資料

- 後期旧石器時代前半期
 - 小国町岩井沢出土資料
- 後期旧石器時代後半期
 - 西川町お仲間林遺跡出土資料
 - 大石田町角二山遺跡出土資料
- 後期旧石器時代週末～縄文時代草創期
 - 鶴岡市越中山A遺跡
 - 酒田市八森遺跡出土資料
 - 高島町日向洞窟及び日向洞窟西地区出土資料

縄文時代

6期の年代表記	1950年基準	遺跡数	国・県指定件数
草創期	15,860—11,345年前 (4,515年間)	10程度	0件
早期	11,345—7,050年前 (4,295年間)	100程度	0件
前期	7,050—5,415年前 (1,480年間)	171遺跡	2件
中期	5,415—4,490年前 (925年間)	1120遺跡	3件
後期	4,490—3,220年前 (1,270年間)	449遺跡	2件
晩期	3,220—2,385年間 (835年間)	477遺跡	7件

存続期間は、草創期1/3、早期1/3、前期～晩期1/3

重要資料

年代表記・遺跡数は小林圭一氏第25期考古学セミナー資料による

- 草創期・早期
 - 高島町洞窟遺跡群
 - 日向洞窟出土資料
 - 一の沢岩陰出土資料
- 前期
 - 遊佐町吹浦遺跡出土資料
- 中期
 - 遊佐町柴燈林遺跡出土資料
 - 村山市西海淵遺跡出土資料
 - 朝日町八ツ目久保遺跡出土資料
- 後期
 - 東根市蟹沢遺跡出土資料
- 晩期
 - 遊佐町杉沢遺跡出土の土偶
 - 遊佐町三崎山採集の青銅刀子

県指定文化財・史跡は、山形県の考古学研究史の意義を有している

弥生時代

学史的に著名な遺跡に由来する弥生土器に集中している。
地域の弥生時代の内容が把握できる遺跡資料の指定が必要

当地域の弥生時代の特徴（西日本と異なる様相）

- ・縄文時代から継続する要素が多い。
土器に残る縄文、竪穴住居、墓制（再葬墓）、祭祀（土偶祭祀残る）
- ・水田が発見されておらず、稲作を行っていない可能性県指定
酒田市生石2遺跡（前期～中期初頭）出土弥生土器 県指定文化財
籾庄痕・炭化米出土したが水田は未検出
- ・金属器も見つかっていない

重要資料

大蔵村上竹野遺跡出土資料（学史的に重要とされる考古資料は既に県指定文化財に指定されている）

弥生時代前期～中期前半の集落跡の調査

住居群、墓地、土坑、柱穴群、捨て場

- （1）繰り返し建て替えられた竪穴住居跡 弥生前期～中期前半
甕・深鉢・蓋・鉢・高坏・壺等の出土遺物
- （2）ムラの東はずれにある墓地
合口土器棺・土壇墓
- （3）土偶とその他の祭祀具

南陽市百刈田遺跡出土資料

墓とされる遺物ブロック 16か所 弥生中期後半のセット

古墳時代

5世紀：山形県の指定文化財

生活・生業・技術に大きな変革のあった時期と捉えられている。

その時期の優品が指定されている。

古墳時代前期や後期の遺跡の調査成果が蓄積されている。

重要資料

天童市板橋2遺跡 緑色凝灰岩製の石釧

伝鮭川村京塚出土 双龍環頭大刀の柄頭

川西町下小松古墳群

整理が必要な県指定文化財

お花山古墳銀出土土器 附鉄鏃残欠一括 円筒埴輪残欠

飛鳥時代・奈良時代・平安時代

山形県の指定文化財（市町村）

国衙に関連する資料の指定が多い

→飛鳥・奈良時代が希薄・平安時代が主体

文字資料（木簡・漆紙文書）の指定が多い

→地方での律令制の実態

市町村の指定文化は、市町村ごとに濃淡があり、古代全体に少ない。

課題 民間調査資料の散逸

文字資料の劣化・木製品の保管管理

文献史学や他分野との連携→資料の価値づけによる指定の促進

重要資料

飛鳥・奈良時代 高島町大在家・高安窯跡出土資料

平安時代 山形市今塚遺跡出土資料 墨書土器を含む文字資料

鎌倉時代・室町時代

宗教関連資料は優品が多く指定されやすい。

遺跡出土資料をセットで指定する必要性あり。

鎌倉・室町時代の遺跡は破片資料が多いため評価されにくい。

木製品や有機質遺物など劣化する遺物が多数含まれるため緊急を要す資料がある。

遺物の学術的な価値と共に調査方法（遺物の取り上げや分析方法）に一石を投じる研究。

重要資料

鎌倉時代 遊佐町大楯遺跡出土資料 平泉藤原氏との関連 中世前半の出羽国の中心？

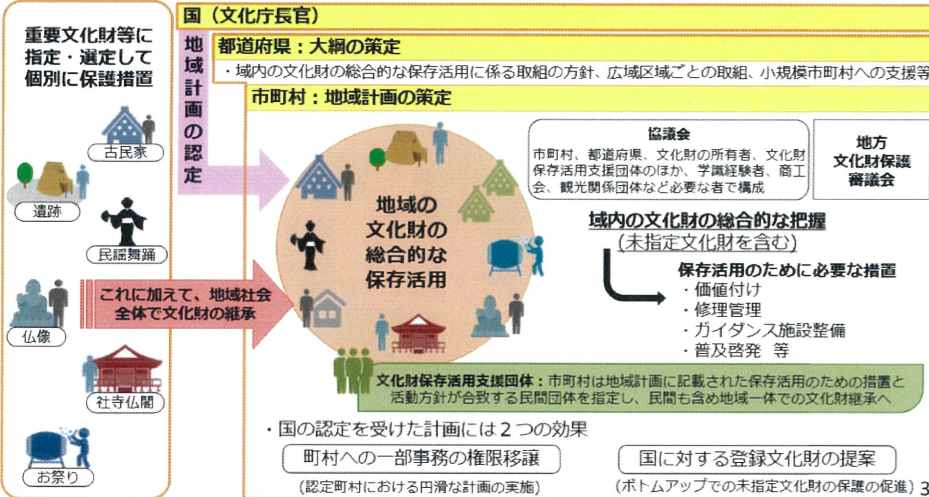
室町時代 東根市八反遺跡出土資料 最上川舟運と東山道の流通拠点 一括出土銭のX線CT解析

安土・桃山時代 酒田市亀ヶ崎城跡出土資料 戦国時代の城内の生活と流通の様相
関ヶ原合戦直前の緊張感を示す遺物

改正文化財保護法による新たなスキーム(イメージ)

過疎化・少子高齢化などを背景に、文化財の滅失や散逸等の防止が緊急の課題であり、未指定を含めた文化財をまちづくりの核とし、社会総がかりで、その継承に取り組んでいくことが必要。このため、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や、地方文化財保護行政の推進力の強化を図る。

① 地域における文化財の総合的な保存・活用



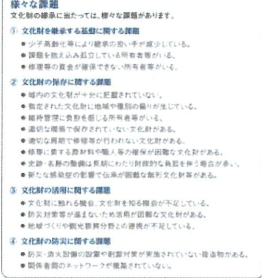
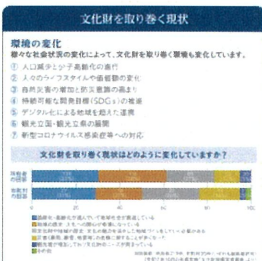
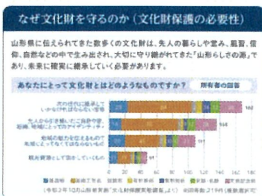
山形県文化財保存活用大綱



山形県

概要版 omote re
pref.yamagata.jp

文化庁「文化財保護法改正の概要について」平成30年7月



文化財は未来に伝える地域の宝

～保存と活用の好循環によって文化財を確実に次世代へ継承する～

国民一人ひとりが地域の文化財の価値と魅力を深く理解し、継承活動に主体的に取り組むことや、様々な活用を行うことで地域づくり等に役立て、文化財の保存に還元していく「保存と活用の好循環」を構築することにより、文化財を確実に次世代へ継承することを図ります。

地域全体での継承の視点
 ・文化財は地域のつなぐ命脈に存在しているため、地域住民が「わたしたちの文化財」として愛し、主体的に継承活動に参加することが大切である。
 ・子どもたちが継承活動に主体的に参加することで、文化財への理解が深まり、継承の観念につながるよう努めます。

関係者による連携の視点
 ・所有者だけでなく、県、市町村、大学等学識経験者、後継者、市民、地域住民等の関係者が主体的に連携し、文化財の継承活動に取り組むことが大切である。
 ・文化財の活用だけでなく、観光や産業振興につなげるような活用も積極的に進めることで、新たな価値を生み出すことに努めます。

基本方針 1	基本方針 2	基本方針 3	基本方針 4
みんな文化財を守り伝えるための基盤の強化 少子高齢化や人口減少が進行する中、文化財を確実に継承するため、若い世代や関係者共々、資金確保などの継承の基盤を強化していきます。	文化財の確実な保存の推進 調査や指定、日常の維持管理、修繕などの文化財の保存に関する一連の取組は、次世代への継承の基盤であり、確実に取組を進めていきます。	文化財の効果的な活用の促進 様々な活用に関する取組も効果的に実施し、国民一人ひとりが文化財の価値と魅力より深く理解するとともに、地域づくりや観光振興へつなげていきます。	災害への対応力の強化 平時から関係者間の連携を図ることなど、文化財の防災対策を講ずること、被災する自然災害等への対応力を強化していきます。
① 若い世代への啓発 ② 地域経済や関係者共々の連携 ③ 社会全体での継承の基盤の強化	① 文化財の価値と魅力の調査と調査の文化財調査の推進 ② 調査・修繕・保存の推進 ③ 調査・修繕費の確保 ④ 修繕・保存の推進 ⑤ 修繕・保存の推進 ⑥ 修繕・保存の推進 ⑦ 修繕・保存の推進	① 地域に根ざった文化財への活用・観光振興の推進 ② 観光振興 ③ 文化財の活用による人々の交流 ④ 文化財を活用した地域づくりや観光振興	① 文化財調査の体制の整備 ② 平時からの連携 ③ ハードウェアの整備 ④ 文化財調査に関する関係者間の連携

各主体の役割の明確化と連携による推進体制の充実

文化財の保存と活用の推進にあたっては、各主体が連携して取り組みます。

主体	役割
県	文化財の保存と活用について広域的なマネジメントを担う。
市町村	文化財の保存と活用の取組を進める推進体制を担う。
文化財の所有者等	行政や地域住民等と協力して文化財を確実に継承する。
関係機関・団体	各立場から文化財の継承に積極的な役割を果たす。
国民	文化財への理解・関心を高め、主体的に継承活動に参加する。

県の取組方針

文化財の保存と活用に関する施策の推進にあたっては、県は以下に留意して取り組みます。

1 県民マインドの強化	2 専門性の確保	3 関係者間の連携強化
4 連携のある文化財の活用・観光振興	5 関係機関・団体との連携強化	6 市町村に対する支援の充実

概要版 omote re
pref.yamagata.jp

まとめにかえて

(1) 文化財保護制度について

文化財保護の仕組みを知ること、文化財に向き合う当事者として何が求められ、何ができるのかを具体的に考えることができる。

法律の改正にアンテナを立てておく必要がある。

(2) 指定文化財が語ること

市町村の指定文化財を調べると、どの文化財を選び指定しているのか、文化財を指定すること自体が、その地域の歴史を語っていると感じる。

考古資料の研究成果を、学術的な価値として評価し文化財を指定することそのものが歴史であり、考古資料を後世に伝える手段である。

(3) 指定文化財を見ることは保護すること

指定文化財は、優品という言葉では言い表せない惹きつける魅力がある。

多くの方々に見ていただくこと、展示することは、文化財の活用であるとともに散逸や劣化等の点検にもなると考えられる。

うきたむ考古通信

2022年12月号

発行所 うきたむ考古の会
事務局 山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館 内
〒992-0302 山形県東置賜郡高崎町安久津2117
電話0238-52-2885 Fax 0238-52-4665

展示会のご案内

♡ 俵田遺跡出土品展

県指定有形文化財考古資料「俵田遺跡祭祀遺構出土品附木製品残欠一括」を、昨年の「お花山古墳群出土品」の展示に続いて令和5年1月30日(金)～3月19日(日)に開催「古墳時代から中世の考古資料」を開催している企画展示室の一部を使って公開することになりました。

展示担当は山形県観光文化スポーツ部文化財活用課です。



山形県指定有形文化財「お花山古墳群出土品」特別公開

—保存修理事業終了記念—

令和4年1月20日～3月20日(日)



お花山古墳群出土品の概要

保存修理事業について

3 指定等基準

(1) 国宝及び重要文化財指定基準

(昭和26年5月10日文化財保護委員会告示第2号)

最終改正 平成8年10月28日文部省告示第185号

絵画、彫刻の部

重要文化財

- 一 各時代の遺品のうち製作優秀で我が国の文化史上貴重なもの
- 二 我が国の絵画・彫刻史上特に意義のある資料となるもの
- 三 題材、品質、形状又は技法等の点で顕著な特異性を示すもの
- 四 特殊な作者、流派又は地方様式等を代表する顕著なもの
- 五 渡来品で我が国の文化にとつて特に意義のあるもの

国宝

重要文化財のうち製作が極めて優れ、かつ、文化史的意義の特に深いもの

工芸品の部

重要文化財

- 一 各時代の遺品のうち製作が特に優秀なもの
- 二 我が国の工芸史上又は文化史上特に貴重なもの
- 三 形態、品質、技法又は用途等が特異で意義の深いもの
- 四 渡来品で我が国の工芸史上に意義深く、密接な関連を有するもの

国宝

重要文化財のうち製作が極めて優れ、かつ、文化史的意義の特に深いもの

書跡、典籍の部

重要文化財

- 一 書跡類は、しんかん宸翰、和漢名家筆跡、こせん古筆、ぼくじょう墨跡、ほうてい法帖等で、我が国の書道史上の代表と認められるもの又は我が国の文化史上貴重なもの
- 二 典籍類のうち写本類は、和書、漢籍、仏典及び洋書の原本又はこれに準ずる写本で我が国の文化史上貴重なもの
- 三 典籍類のうち版本類は、印刷史上の代表で我が国の文化史上貴重なもの
- 四 書跡類、典籍類で歴史的又は系統的にまとまって伝存し、学術的価値の高いもの
- 五 渡来品で我が国の文化にとつて特に意義のあるもの

国宝

重要文化財のうち学術的価値の特に高いもの又は我が国の文化史上特に貴重なもの

古文書の部

重要文化財

- 一 古文書類は、我が国の歴史上重要と認められるもの
- 二 日記、記録類（絵図、系図類を含む。）は、その原本又はこれに準ずる写本で我が国の文化史上貴重なもの

- 三 木簡、印章、金石文等は、記録性が高く、学術上重要と認められるもの

- 四 古文書類、日記、記録類等で歴史的又は系統的にまとまって伝存し、学術的価値の高いもの

- 五 渡来品で我が国の歴史上特に意義のあるもの

国宝

重要文化財のうち学術的価値が特に高く、かつ、歴史上特に意義の深いもの

考古資料の部

重要文化財

- 一 土器、石器、木器、骨角牙器、玉その他縄文時代及びそれ以前の遺物で学術的価値の特に高いもの

- 二 銅鐸、銅剣、銅鉾その他弥生時代の遺物で学術的価値の特に高いもの

- 三 古墳の出土品その他古墳時代の遺物で学術的価値の特に高いもの

- 四 宮殿、官衙、寺院跡、墓、経塚等の出土品その他飛鳥・奈良時代以後の遺物で学術的価値の特に高いもの

- 五 渡来品で我が国の歴史上意義が深く、かつ、学術的価値の特に高いもの

国宝

重要文化財のうち学術的価値が極めて高く、かつ、代表的なもの

歴史資料の部

重要文化財

- 一 政治、経済、社会、文化、科学技術等我が国の歴史上の各分野における重要な事象に関する遺品のうち学術的価値の特に高いもの

- 二 我が国の歴史上重要な人物に関する遺品のうち学術的価値の特に高いもの

- 三 我が国の歴史上重要な事象又は人物に関する遺品で歴史的又は系統的にまとまって伝存し、学術的価値の高いもの

- 四 渡来品で我が国の歴史上意義が深く、かつ、学術的価値の特に高いもの

国宝

重要文化財のうち学術的価値が極めて高く、かつ、歴史上極めて意義の深いもの

建造物の部

重要文化財

建築物、土木構造物及びその他の工作物のうち、次の各号の一に該当し、かつ、各時代又は類型の典型となるもの

- (一) 意匠的に優秀なもの

山形県指定有形文化財指定基準

昭和 51 年 9 月 3 日
山形県教育委員会告示第 12 号

山形県指定有形文化財指定基準を次のように定める。

山形県指定有形文化財指定基準

山形県指定有形文化財指定基準（昭和 31 年 3 月県教育委員会告示第 3 号）の全部を改正する。

絵画、彫刻の部

- 1 各時代の遺品のうち製作優秀で我が国の文化史上貴重なもの
- 2 我が国の絵画、彫刻史上特に意義のある資料となるもの
- 3 題材、品質、形状又は技法等の点で顕著な特異性を示すもの
- 4 特殊な作者、流派又は地方様式等を代表する顕著なもの
- 5 渡来品で我が国の文化にとって意義あるもの

工芸品の部

- 1 各時代の遺品のうち製作が特に優秀なもの
- 2 我が国の工芸史上又は文化史上特に貴重なもの
- 3 形態、品質、技法又は用途等が特異で意義の深いもの
- 4 渡来品で我が国の工芸史上に意義深く、密接な関連を有するもの

書跡、典籍の部

- 1 書跡類は宸翰、和漢、名家筆跡、古筆、墨跡、法帖等で、我が国の書道史上の代表と認められるもの又は我が国の文化史上貴重なもの
- 2 典籍類のうち写本類は、和書、漢書、仏典及び洋書の原本又はこれに準ずる写本で我が国の文化史上貴重なもの
- 3 典籍類のうち版本類は、印刷史上の代表で我が国の文化史上貴重なもの
- 4 書跡類、典籍類で歴史的又は系統的にまとまって伝存し、学術的価値の高いもの
- 5 渡来品で我が国の文化にとって意義のあるもの

古文書の部

- 1 古文書類は、我が国の歴史上重要と認められるもの
- 2 日記、記録類（絵画、系図類を含む。）は、その原本又はこれに準ずる写本で我が国の文化史上貴重なもの
- 3 木簡、印章、金石文等は記録性が高く、学術上重要と認められるもの
- 4 古文書類、日記、記録類等で歴史的又は系統的にまとまって伝存し、学術的価値の高いもの

県指定文化財—考古資料—

指定原

2023.11.12

No.	名称	点数	指定年月日		時期	材質	出土状況	企画 展示	公開(保管)
			年月	日					
1			1953	8 31			発掘調査	あり	あり(致道博物館)
2			1953	12 17			採集	あり	あり(東田川文化記念館内)
3	硬玉製勾玉類 玉川遺跡出土	149点	1953	12 17	縄文晩期	石製品	採集		あり(個人)
4			1953	12 17			採集	あり(個人)	
5			1960	12 16			採集	無(個人)	
6			1960	12 16			採集	無(個人)	
7	独木舟	1点	1956	5 11	1137年伐採	木製品	発掘調査		あり(東田川文化記念館内)
8	羽山古墳出土 一、玉類 一、金環	玉類650点 金環19点	1956	11 24	古墳終末期 7世紀末～8世紀	石製品・金属製品	発見		あり(個人)
9	環状注口土器	1点	1958	3 4	縄文後期後葉 (甕付土器第Ⅲ段階)	土器	不明	あり	あり(致道博物館)
10	青白磁罈龍瓶	1点	1958	7 25	13～14世紀	磁器	発掘調査の伝承		あり(大円寺)
11	弥生式土器	4点	1963	3 29	弥生前期～中期中葉	土器	発見	あり	あり(個人等所有 ふるさと歴史センター)
12	大之越古墳出土 一、刀剣類 一、鉄片 一、工具類 一、土器 一、馬具類	44点	1979	5 28	5世紀末	土器・金属製品	緊急発掘		あり(県立博物館)
13	俵田遺跡祭祀遺構出土品 附木製品残欠一括	110点 残欠一括	1999	12 3	9世紀中頃	土器・木製品	緊急発掘	あり	あり(埋文センター)
14	お花山古墳銀出土土器 附鉄鏝残欠一括 円筒埴輪残欠	755点	1999	12 3	5世紀後半～6世紀前半	土器・石製品・木製品・ 金属製品・ガラス製品	緊急発掘	あり	あり(うきたむ・埋文センター)
15	注口土器	1点	2004	7 9	縄文中期中葉 (大木8b式期)	土器	発掘調査1954年	あり	あり(山形大学付属博物館)
16	弥生式土器	3点	2004	7 9	弥生前期	土器	発見	あり	あり(山形大学付属博物館)
17	上柳渡戸八幡山遺跡出土品	188点	2004	7 9	5世紀後半中心 一部5世紀前半の可能性	石製品	発掘調査	あり	あり(山形大学付属博物館)
18	生石2遺跡出土弥生土器	78点	2011	12 27	弥生時代前期～中期初頭	土器	緊急発掘調査	あり	あり(埋文センター)
19	菅沢2号墳出土埴輪	8点	2011	12 27	5世紀中葉～後葉	土製品	史跡整備発掘調査	あり	あり(山形まなび館文化財展示室)
20	円面硯	10点	2012	11 27	8世紀	土製品	緊急発掘調査	あり	あり(うきたむ)
21	人体装飾付土器	1点	2012	11 27	縄文後期後葉 (甕付土器第Ⅱ段階)	土器	緊急発掘調査	写真	無(埋文センター)

計 2023点

